

中央会の ビジネス総合保険制度

ビジネスマスター・プラス〔事業活動総合保険〕

団体割引

30%
適用



保険期間

2020年 7月1日(午後4時)～
2021年 7月1日(午後4時)まで

(このパンフレットは2020年7月1日～2021年6月1日の始期契約まで有効です。)

中途加入も毎月受付中

〔契約者〕



全国中小企業団体中央会

〔引受保険会社〕



損害保険ジャパン株式会社

事業活動を取りまくさまざまなリスクに対して、
4つの補償[ユニット]をご用意しています。

今までの保険

- 施設賠償
- 請負業者賠償
- 借家人賠償
- 情報漏えい賠償
- リコール保険
- 生産物賠償(PL)
- 受託者賠償
- 運送業者賠償
- サイバー保険
- 火災保険
- 工事保険
- 利益保険
- 動産総合保険
- 店舗休業保険

ビジネス総合保険制度では



貴社の抱えるリスクにあわせて、必要な補償をお選びください。

2つのプランから、お選びください。

プラン	選択可能なユニット	賠償ユニット	物損害ユニット	休業ユニット	工事物ユニット
マルチリスクプラン 賠償ユニットのほかに1つ以上のユニットを選択		○	○	○	○ ^(注1)
賠償プラン		○	—	—	—

(注1) 工事業を行っている場合のみ、工事物ユニットをお選びいただけます。



Simple×Reliable

～簡単に信頼できる保険を～

『ビジネス総合保険制度』

の5つの特長

- 1 簡単なお手続きで、さまざまなリスクを包括補償！**
事業活動に伴うさまざまなリスクを包括的に補償するため、保険の手配もれや重複が防げます。
- 2 業種に応じた幅広い補償を割安で提供！**
ユニット、補償プラン、特約の組合せは自由に選んでいただけます。また、団体割引30%を適用した、団体のスケールメリットを生かした保険料水準となっています。
- 3 保険期間中での変更手続きは不要！**
すべての事業が補償範囲になるので、保険期間途中での事業・事業所の追加手続きは不要で補償します。
- 4 風災・水災・地震などの自然災害に対応！**
風災・水災に対する補償が充実。さらに地震もオプションで対象となります。(物損害ユニット)
- 5 企業ニーズにあった特約をご用意！**
今般より、屋外看板・自動販売機の損害も補償できるようになりました。(物損害ユニット) ニーズに応じて、地盤崩壊危険(賠償ユニット)、製造物の瑕疵による経済損失(賠償ユニット)に対しても補償可能となりました。

賠償ユニット

物損害ユニット

休業ユニット

工事物ユニット

オプションの概要

保険のあらまし

ご加入の流れ

サクセスネット

無料サービス

お支払いについて

ご注意事項

補償プランをお選びください。

詳しくは P.19

W

ワイドプラン
充実した
補償内容のプラン

E

エコノミープラン
スリムな補償内容で
割安な保険料のプラン

保険金額・自己負担額の設定

ユニットごとに保険金額・自己負担額を設定ください。

詳しくは P.19

保険金額

賠償ユニット

賠償責任等
受託貨物危険

物損害ユニット

休業ユニット

工事物ユニット

自己負担額(免責金額)

賠償ユニット

賠償責任等
受託貨物危険

工事物ユニット

オプション



賠償責任の補償

賠償ユニット

対象プラン

マルチリスクプラン

賠償プラン

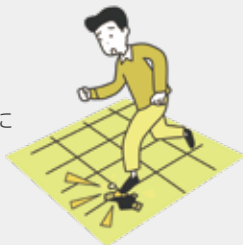
次のような事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

施設危険

フロアのタイルがはがれているのに気づかず、来訪者がつまずいてケガをした。

ワイド

エコノミー



受託物危険^(注2)

リース中の機械をこわしてしまった。
(1回の事故につき500万円限度)

ワイド

エコノミー



業務遂行危険^(注1)

自転車で配達中、通行人とぶつかりケガを負わせた。

ワイド

エコノミー



受託不動産危険

火災により借りている建物に損害が生じた。

ワイド

エコノミー



製造物危険

提供した飲食物が腐っていたために、お客さまが食中毒になった。

ワイド

エコノミー



物流業のみの補償

受託貨物危険^(注3)

トラックの衝突事故により積載貨物である機械をこわした。

ワイド

エコノミー



完成作業危険

配線工事の配線ミスにより機械から出火し、工場を全焼させた。

ワイド

エコノミー



損傷のない財物の使用不能損害

爆発により、看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。

ワイド



(注1)建設用工作車または構内専用車の所有、使用または管理に起因する事故については、自賠責保険契約または自動車保険契約により支払われるべき保険金の合計額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。

(注2)工事業務に起因する事故については、補償内容が異なります。詳細はP.26をご覧ください。

(注3)物流業を行っている場合のみ、お支払いの対象となります。

ワイド ワイドプラン:充実した補償内容のプラン

エコノミー エコノミープラン:スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン

人格権侵害

お客さまを万引犯と間違えてしまった。

ワイド



製造物自体の損害

製造、販売した電化製品に結線ミスがあり出火し、家屋とともに電化製品自体も焼失した。

※電化製品のみが焼失した場合は、対象となりません。

ワイド



作業の結果自体の損害

屋根の修繕工事完了後、屋根の一部が崩れたことにより、雨漏りが発生し、テレビをこわしたため、再度屋根を修繕した。
(1回の事故につき1,000万円限度)

ワイド



オプション(特約) 詳しくは P.13～P.15

サイバーリスク 賠償責任補償特約

業務用のパソコンにウィルスが感染し、社内のデータベースに保存されている顧客データのクレジットカード情報等が流出した。



製造業のみの特約

製造業務過誤 賠償責任補償特約

発注を受け作成した部品が、納品後に使用不能であることが判明。納品先企業のラインを止めてしまった。



リコール費用補償特約

リコール費用限定補償特約

第三者医療費用補償特約

傷害見舞費用補償特約

食中毒・感染症利益補償特約

製造物災害補償特約

工事業のみの補償

身体障害・財物の損壊発生時の 工事遅延損害補償特約

工事業のみの補償

地盤崩壊危険補償特約

旧中小企業PL保険制度加入者のみ

PLのみ補償プラン





賠償責任の補償

賠償ユニット

対象プラン

マルチリスクプラン

賠償プラン

補償の範囲

次の事故が保険の対象となります。

日本国内で発生した貴社の次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

企業包括方式



施設・業務遂行危険



製造物・完成作業危険



受託物危険



受託不動産危険



受託貨物危険

人格権侵害・宣伝障害
(**ワイド**)のみ

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

① 損害賠償金

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)^(注1)を上回る場合に、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

② 費用



損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など

争訟対応費用^(注2)

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など



協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用



権利保全費用

貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用

見舞費用^(注3)
(**ワイド**)のみ

事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合の、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など

建具等修理
費用保険金^(注4)

貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用

初期対応費用^(注2)

事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など



争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など

詳しくは P.24、P.25

(注1) なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注2) 保険期間を通じて、初期対応費用と争訟対応費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

(注3) 被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円を限度、かつ1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注4) 1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

ワイド ワイドプラン:充実した補償内容のプラン

エコノミー エコノミープラン:スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン

物流業のみの補償

受託貨物危険

次のような事故によって受託した貨物をこわしたことにより、荷主に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

補償範囲（主なもの）			保険金のお支払いが制限される貨物の補償範囲		
事故の種類	エコノミー	ワイド	貨物の種類	エコノミー	ワイド
火災・落雷	○	○	青果物・生鮮食料品・植物	○	○ 補償内容はエコノミープランと同様となります。
輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁または座州	○	○	冷凍・冷蔵貨物・保温・保冷貨物	○	○ 温度変化損害補償は対象外 ^(注6)
破裂・爆発	○	○	中古貨物	○	○ 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償は対象外
風災・雹災・雪災・水災(除く洪水)	○	○	引越荷物・個人の家財	○	○ 偶然かつ外来の事由によらない擦り傷、掻き傷、曲り損、凹み損、汚損補償は対象外
給排水管・湿度調整装置などからの蒸気・水の漏出・溢 ^{あふ} 出	○	○	バラ積貨物・タンク入液状貨物	○	○ 容積・重量減補償は対象外
スプリンクラーからの内容物の漏出・溢 ^{あふ} 出	○	○	コンテナ自体	○	○ 受託物危険で補償対象
盗難(警察への届出が必要です。)	○	○	自動車・バイク・原付	×	×
破損・曲り損・凹 ^{へこ} み損・汚損	×	○	家畜・生動物・生魚	×	×
汚損・擦損	×	○	貨紙幣類	×	×
紛失・不着	×	○	美術品・骨董品・宝石・貴金属類	×	×
混入・汚染	×	○			
虫食い・ねずみ食い	×	×			
自然の消耗・固有の欠陥・性質	×	×			
荷造りの不完全	×	×			

○:補償の対象、×:補償対象外

保険金のお支払内容

P.5に記載の損害賠償金および費用以外に、次の保険金をお支払いします。

受託貨物事故付帯費用^(注7)



廃棄費用

受託貨物の廃棄のために支出した費用



継搬費用

受託貨物を最終仕向地へ輸送するために支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷物卸し、陸揚げ、保管または再積み込みの費用



検査費用

受託貨物の検査のために支出した費用



緊急輸送費用

受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち必要または有益な費用

(注5)列挙危険事故について、詳細はP.25をご覧ください。

(注6)温度変化損害は補償の対象外です。ただし、冷凍・冷蔵装置(これらの付属装置を含みます。)に列挙危険事故によって、損傷等が生じた結果、温度変化が発生した場合には補償の対象となります。

(注7)1事故につき、100万円を限度にお支払いします。

物損害ユニット

対象プラン

マルチリスクプラン

次の事故によって、貴社所有の設備・什器等^{（注1）}や商品・製品等^{（注2）}に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

火災・落雷・破裂・爆発

事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

ワイド

エコノミー

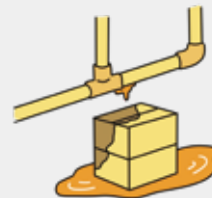


給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。

ワイド

エコノミー



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。

ワイド

エコノミー



騒擾・労働争議など

労働争議で設備、商品がこわされた。

ワイド

エコノミー



建物の外部からの物体の衝突・飛来など

お店に車が突っ込み
店舗内の設備がこわされた。

ワイド

エコノミー



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。

ワイド



オプション(特約) 詳しくは P.16

現金盗難損害補償特約

地震危険補償特約

地震の揺れにより什器・備品が破損した。



冷凍損害補償特約

情報メディア等損害補償特約

屋外看板・自動販売機損害補償特約

臨時費用補償特約



保険の目的(保険の対象)

貴社所有の設備・什器等^{（注1）}や商品・製品等^{（注2）}が次の場所(状態)にある場合に保険の対象となります。

企業包括方式



すべての建物内



野積み



輸送中



一時持ち出し中

(注1) 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。(以下同じです。)

(注2) 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。(以下同じです。)

(注3) 自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

ワイド ワイドプラン:充実した補償内容のプラン

エコノミー エコノミープラン:スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン

水災^(注3)

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。

ワイド



その他の不測かつ突発的な事故^(注3)

商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。

ワイド



電氣的事故・機械的事故^(注3)

過電流で機械がこわれた。

ワイド



業務用現金などの盗難

事務所の金庫に保管していた現金が盗まれた。
(1事故につき100万円限度)

ワイド



保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

① 損害保険金^(注4)

保険の目的(保険の対象)に損害が生じた場合、その再調達価額^(注5)を基準に算定した損害額を、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。^(注6)修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。^(注7)

② 通貨等盗難損害保険金 (ワイドプランの場合のみ)

対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用通貨または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度^(注9)にお支払いします。

③ 物損害事故付随費用保険金^(注10)



残存物取片づけ費用

残存物の取片づけに必要な取りこわしなどの費用



法令変更対応費用

建築基準法や、消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用



屋上緑化費用

保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用



エコ対策費用

復旧にあたり環境に資する製品に買い換える場合などの追加費用



修理付帯費用

復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用など

※保険の目的(保険の対象)の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは P.27、P.28

(注4) 水災による事故の場合は、1回の事故で休業ユニットの休業損失保険金および営業継続費用保険金(P.10ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

(注5) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注6) 事故の内容によっては、自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

(注7) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^(注8)が基準となります。

(注8) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注9) 限度額を1,000万円に引き上げることもできます。

(注10) 各費用を合計して、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。



休業損失の補償

休業ユニット

対象プラン

マルチリスクプラン

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、
貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

火災・落雷・破裂・爆発

事務所で火災が発生し、
什器が焼失した。

ワイド

エコノミー

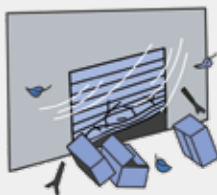


風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、
倉庫内の商品が吹き飛ばされた。

ワイド

エコノミー



建物の外部からの 物体の衝突・飛来など

お店に車が突っ込みこわされた。

ワイド

エコノミー



給排水設備に生じた 事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。

ワイド

エコノミー



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が
盗まれた。

ワイド



オプション(特約) 詳しくは P.17

ネットワーク中断による 休業損失等補償特約



自社システムのバージョンアップ中に不具合が発生し、
1か月近くシステム利用ができず、業務中断が発生した。

対象物件

次の財物が対象物件となります。

企業包括方式

-  貴社所有のすべての設備・什器等や
商品・製品等
-  貴社が所有または占有する業務用の
建物
-  対象敷地内^(注1)にある貴社が占有する
①以外の財物
-  対象敷地内^(注1)に隣接するアーケード
またはアーケードに面する建物など
-  対象敷地内^(注1)へ通じる袋小路および
それに面する建物など
-  供給者などが日本国内で占有する
財物(ワイドプランのみ)

詳しくは P.29

ワイド ワイドプラン:充実した補償内容のプラン

エコノミー エコノミープラン:スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン

次の事由が発生した結果生じた休業損失等も補償します!

水災

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。

ワイド



電気・ガス・水道等の供給の中断

事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。

ワイド



電氣的事故・機械的事故 その他の不測かつ突発的な事故

過電流で機械がこわれた。

ワイド



食中毒・特定感染症^(注2)の発生など

提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。

ワイド



保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。



① 休業損失保険金^(注3)

てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額に対して、1事故につき休業ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

※事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象となりません。詳しくはP.29をご覧ください。



② 営業継続費用保険金^(注3)

営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。

※対象物件の種類・場所によって補償対象となる事故の種類が異なります。詳しくは P.29

(注1) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

(注2) 次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルグ病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群(SARS)、⑫鳥インフルエンザ(H5N1型に限る)、⑬コレラ、⑭細菌性赤痢、⑮腸管出血性大腸菌感染症、⑯腸チフス、⑰パラチフス

(注3) 水災による事故の場合は、1回の事故で物損害ユニットの損害保険金(P.8ご参照)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。



工事の目的物の損害の補償

工事物ユニット

対象プラン

マルチリスクプラン

次のような事故によって、工事の目的物などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

火災・落雷・破裂・爆発

建設中の家が火災により
全焼した。

ワイド
エコノミー



水災

台風により河川が氾濫し、
建設中の建物が床上浸水した。

ワイド
エコノミー



風災・雹災・雪災

暴風雨・雪災などにより
建設中の建物が倒壊した。

ワイド
エコノミー



盗難

仮設倉庫に置いていた
工事用資材が盗まれた。

ワイド
エコノミー



※地震・噴火・津波による損害は対象外です。



オプション(特約) 詳しくは P.17

メンテナンス期間に 関する特約

工事用仮設備・工事用機械器具 補償特約

ワイド



保険の目的(保険の対象)

企業包括方式



すべての工事現場

補償の対象となる物(補償対象物)



対象工事における工事の目的物



上記に付随する足場工、型枠工、土留工などの
仮工事の目的物



仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物
およびこれらに収容されている什器または備品



工事用の電気配線、照明設備などの仮設物



工事用材料



工事用仮設材
(仮工事の目的物の一部を構成する資材)

詳しくは P.31、P.32

ワイド ワイドプラン:充実した補償内容のプラン

エコノミー エコノミープラン:スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプラン

Ⅰ 設計の欠陥

設計ミスにより工事中の建物が倒壊した。
(設計・材質・製作上の欠陥を除去するための費用は対象外です。)



Ⅰ 破損

交通事故により陸上輸送中の工事用資材がこわれた。



ワイド

エコノミー

Ⅰ 破壊行為

工事現場の仮設事務所が、夜間こわされた。



Ⅰ 橋梁工事における河川の増水

橋梁工事を行っている最中、河川で洪水が発生し、堤外地内に保管していた工事用材料が流された。



ワイド

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

① 補償対象物の復旧費用^(注1)

補償対象物の復旧費用に対して、支払限度額を限度にお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。

② 損害防止費用^(注1)

損害の発生および拡大防止のために必要または有益である費用をお支払いします。

③ 残存物取片づけ費用保険金

損害が生じた補償対象物の解体、取りこわしなどの費用を、損害保険金^(注2)の10%相当額を限度にお支払いします。

充実補償のワイドプランなら、さらに安心! (次の保険金・費用はエコノミープランではお支払い対象外です。)

④ 補償対象物以外の物の復旧費用^(注1)

損害が生じた補償対象物の復旧のために、それ以外の物の取りこわしを必要とする場合、それを取りこわし直前の状態に復旧するための費用を300万円を限度にお支払いします。

⑤ 特別費用^(注1)

事故発生時に必要となる突貫復旧工事費(夜間・休日割増賃金など)を、補償対象物の復旧費用の額の20%または100万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。

⑥ 臨時費用保険金

損害保険金^(注2)をお支払いする事故の際、事故によって補償対象物に損害が生じたために臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金^(注2)の20%相当額を500万円を限度にお支払いします。

詳しくは P.31、P.32

(注1)1回の事故につき、①・②・④・⑤の費用を合算した額から、自己負担額(免責金額)^(注3)を控除した額を支払限度額を限度にお支払いします。

(注2)損害保険金とは、①補償対象物の復旧費用、②損害防止費用、④補償対象物以外の物の復旧費用、⑤特別費用を合算した額から、自己負担額(免責金額)^(注3)を控除した額です。

(注3)1万円、5万円、10万円からお選びいただくことができます。

オプション特約の概要

ユニットごとのオプション特約の概要は次のとおりです。

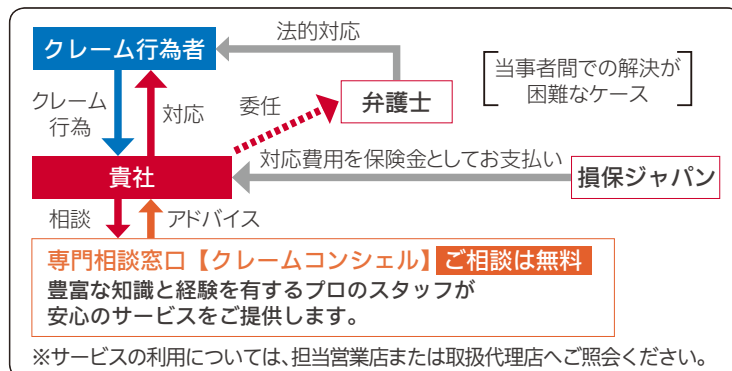
全ユニット共通 すべてのユニットにセットすることができるオプション特約です。

クレーム等対応費用 補償特約



業務に関連する「暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為」によって、貴社が事故を解決するためにクレームコンシェル^(注1)の承認を得て負担する弁護士費用をお支払いする特約です。ただし、当社が認めた弁護士費用にかぎります。(1回の事故について70万円、保険期間を通じて140万円限度)

※クレームコンシェルによるクレーム解決サポートサービスも提供します。



従業員による 不誠実行為補償特約



貴社の業務に従事中の使用人が、「窃盗・強盗・詐欺・横領または背任行為」を行ったことによって発生した事故により、貴社が所有する「業務用の設備・什器等および商品・製品等」または「業務用の通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物」に生じた損害を補償します。(1回の事故につき、自己負担額(免責金額)10万円、保険期間を通じて100万円限度)

賠償ユニット

サイバーリスク 賠償責任補償特約



以下のア.からエ.までのいずれかの事由に基づき提起された損害賠償請求について、貴社が負担する損害賠償金、争訟費用等について、保険金をお支払いする特約です。(1回の事故について、特約の支払限度額限度)

- ア. サイバーインシデント
- イ. 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ウ. メディア不当行為
- エ. ア.からウ.以外の業務の遂行にあたり生じた偶然な事由

製造業務過誤 賠償責任補償特約 (製造業のみ)



被保険者が生産物の製造、加工、輸入または販売を行ったことにより第三者に経済的損害が発生した場合で、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において、損害賠償請求がなされたことによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。「1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円、保険金額を通じて1,000万円限度」

(注1) 当社が指定する、クレーム行為を解決するための窓口をいいます。

賠償ユニット

リコール費用補償特約



貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物の瑕疵^{かし}に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊の発生もしくはそのおそれがある場合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額限度)

リコール費用限定補償特約



貴社が製造、販売、取扱いまたは供給した対象製造物の瑕疵^{かし}に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止を目的として日本国内に存在するその対象製造物の回収、検査、修理などを実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額限度)

第三者医療費用補償特約



日本国内で発生した次のア.からウ.までの事故のいずれかによって、第三者が被った身体の障害に関し、貴社が医療費用または葬祭費用を損保ジャパンの同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です^(注2)。(被害者1名について50万円、保険期間を通じて1,000万円限度)

ア. 貴社の業務の遂行による事故

イ. 貴社が所有または賃借する施設での事故

ウ. 貴社が所有または賃借する施設に隣接する道路上での事故

傷害見舞費用補償特約



利用者が施設内において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に障害を被り、その直接の結果として、亡くなられた場合または医師の治療を受けた場合に、貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、傷害見舞費用保険金(死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金および通院見舞費用保険金)をお支払いする特約です^{(注2)(注3)}。(被傷者1名につき、死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金は合算して保険期間を通じて30万円限度、入院見舞費用保険金は1回の事故につき10万円限度、通院見舞費用保険金は1回の事故につき5万円限度)

(注2) 損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となりますが、P.24「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。

(注3) 見舞金の支払いには、損保ジャパンの同意が必要です。

賠償ユニット

食中毒・感染症利益
補償特約



次のア.からウ.までに掲げる事故により、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金をお支払いする特約です。(1事故につき、特約の保険金額限度)

- ア. 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生(食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。)
- イ. 施設が食中毒の原因となる病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置
- ウ. 施設において感染症が発生した場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置

製造物災害補償特約



製造物と相当因果関係がある事故によって第三者が障害を被り、その直接の結果として、亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が見舞費用を支払うことにより被る損害に対して、見舞費用保険金(死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金)をお支払いする特約です^{(注1)(注2)}。(被傷者1名につき、保険期間を通じて300万円限度。特約の支払限度額は保険期間を通じて1億円限度)

身体の障害・財物の
損壊発生時の工事
遅延損害補償特約
(工事業のみ)



原因事故^(注3)が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から6日以上工事遅延が発生し、その結果、貴社が発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。^{(注4)(注5)}

地盤崩壊危険
補償特約 (工事業のみ)



貴社が行う工事に伴い、不測かつ突発的に発生した地盤の崩壊に起因して、財物の損壊が発生したことについて、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(保険期間を通じて、1,000万円限度)

旧中小企業PL保険制度加入者のみ
PLのみ補償プラン



中小企業PL保険制度にご加入されていた加入者向けで、賠償ユニットをPL(生産物賠償責任)リスクのみに限定した特約です。貴社が製造・販売した財物や、貴社が行った仕事の結果に起因して日本国内で発生した損害賠償請求がなされたことによる損害に対して、保険金をお支払いします。

(注1) 損害賠償責任の有無にかかわらず、補償の対象となりますが、P.24「①損害賠償金」が支払われる場合には、保険金は「①損害賠償金」に充当されます。

(注2) 見舞金の支払いには、損保ジャパンの同意が必要です。

(注3) 保険金のお支払の対象となる施設・業務遂行危険に起因した身体障害・財物損壊事故をいいます。

(注4) 1回の事故につき、500万円または工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金のいずれか低い額を限度にお支払いします。

(注5) 損害賠償金と合算して、賠償ユニットの保険金額が限度となります。

物損害ユニット

現金盗難損害補償特約 (**ワイド**のみ)



P.27の③通貨等盗難損害保険金の限度額を1事故100万円から1,000万円に引き上げる特約です。

地震危険補償特約



以下のア.からウ.までのいずれかの事由によって生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

ア. 地震、噴火による火災、破裂・爆発

イ. 地震、噴火によって生じた損壊、埋没等

ウ. 地震、噴火による津波、洪水その他の水災

※ 損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた保険の目的(保険の対象)の残存物を取り片づけるために必要な費用に対して、損保ジャパンの承認を得て支出した残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。損害保険金および残存物取片づけ費用保険金は、1回の事故により発生した損害の額から自己負担額(特約の支払限度額の2%)を差し引いてお支払いします。(保険期間を通じて特約の支払限度額が限度)

冷凍損害補償特約



冷凍・冷蔵装置の機能停止などに起因する温度変化によって、対象事故により保険の目的(保険の対象)である商品・製品等に損害が生じた場合について、物損害ユニットの保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。

情報メディア等 損害補償特約



コンピュータウイルス、不正アクセスなどの事故により、記録媒体およびプログラム、データなどに生じた損害について、物損害ユニットの保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。^(注6)ただし、物損害ユニットで損害保険金が支払われる場合は、その額を差し引いてお支払いします。

屋外看板・自動販売機 損害補償特約



対象事故により、対象建物外に設置された看板・自動販売機に生じた損害に対して、物損害ユニットの保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。

臨時費用補償特約



損害保険金が支払われる場合に、臨時に生じる費用に対して、損害保険金の10%相当額をお支払いする特約です。(1回の事故について、100万円限度)

(注6) 自己負担額(免責金額)(8万円または損害の額の10%のいずれか高い額)を差し引いてお支払いします。



休業ユニット

ネットワーク中断による 休業損失等補償特約



以下のア.からエ.までのいずれかの事由に起因して、ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた貴社の利益損害、営業継続費用について、保険金をお支払いする特約です。(1回の事故について、休業ユニットの保険金額限度)

ア. サイバーインシデント

イ. 情報の漏えいまたはそのおそれ

ウ. メディア不当行為

エ. ア.からウ.以外の業務の遂行にあたり生じた偶然な事由

工事物ユニット

メンテナンス 期間に関する特約



工事の請負契約上、工事の目的物の引き渡し後のメンテナンス期間中に、貴社が負うべき保証責任のうち、①引き渡し後の修補作業の拙劣または過失による事故、および②工事期間中に、工事現場において発生した組立作業の欠陥による事故によって生じた不測かつ突発的な事故によって「引き渡しの完了した保険の目的」に生じた損害を補償する特約です。^(注1)

工事用仮設備・ 工事用機械器具 補償特約 (**ワイド** のみ)



事故により工事用の仮設備や建設用工作車^(注2)などに損害が生じた場合、P.31お支払いする保険金の内容①から⑥までの保険金を保険期間を通じて500万円を限度としてお支払いします。なお、「①補償対象物の復旧費用」については、損害が生じた補償対象物の時価により定めます。

(注1) 1回の事故について、工事ごとの請負金額もしくは工事物ユニットの支払限度額のうちいずれか低い額を限度にお支払いします。ただし、土木工事に起因して生じた損害に対しては、1億円が限度となります。

(注2) 道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長もしくは都知事交付の標識(臨時運行許可証および臨時運転番号標を除きます。)を受けているものは対象となりません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■ **商品の仕組み** この商品は事業活動総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■ **保険契約者** 全国中小企業団体中央会

■ **保険期間** 2020年7月1日午後4時から2021年7月1日午後4時までの1年間となります。
申込締切日までの受付分について、受付日の翌月1日午後4時から1年間となります。

■ **申込締切日** (継続契約) 2020年6月10日
(新規契約) 2020年6月25日

■ 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料はご加入時の加入依頼書をご確認ください。

● **加入対象者** 全国中小企業団体中央会または、都道府県中小企業団体中央会の会員

● **被保険者** 全国中小企業団体中央会または、都道府県中小企業団体中央会の会員

● **お支払方法** 一括払の場合
2020年9月7日にご指定の口座から引落としとなります。中途加入の場合は、加入日(保険始期日)の翌々月5日にご指定の口座から引落としとなります。

12回払の場合
2020年9月7日よりご指定の口座から毎月引落としとなります。中途加入の場合は、加入日(保険始期日)の翌々月5日よりご指定の口座から毎月引落としとなります。
※ 制度維持費として1加入者ごとの保険料(月額・年額)に制度維持費(事務手続費用等に充当しています。)300円が加算されます。
※ 引落としができなかった場合は、翌月に引落としします(12回払の場合は2か月分)。2か月連続で引落としができなかった場合は引落としできなかった月の前々月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落としから2か月連続で引落としができなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。

● **お手続き方法** 加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。

● **中途加入** 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)の午後4時から1年間となります。掛金につきましては、保険期間開始日の翌々月から控除します。

● **中途脱退** この保険から脱退(解約)される場合は、脱退する月の前月25日までにご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

■ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

プラン・ユニットの選択

補償されたい内容に応じてお選びください。

- マルチリスクプラン
 - 賠償ユニット
 - 物損害ユニット
 - 休業ユニット
 - 工事物ユニット
- 賠償プラン
 - 賠償ユニット

※マルチリスクプランは賠償ユニットのほかに1つ以上のユニットを選択してください。
 ※マルチリスクプランをお選びいただく場合、工事業を行っている場合のみ、工事物ユニットをお選びいただけます。
 ※ユニットごとに異なるプランをお選びいただくことはできません。

●ビジネス総合保険制度の契約方式は以下の通りとなります。



貴社のすべての事業をまとめて補償します。新規出店や在庫高などの変動があっても保険期間の末日まで自動的に補償しますのでご契約内容の変更手続きが不要です。



確定保険料方式

貴社の年間売上高から保険料を算出する契約方式です。新規事業の場合は、事業計画書を計算の根拠としてください。



補償プランを選択

補償の範囲をお選びください。

W ワイドプラン

充実した補償内容のプランです。

E エコノミープラン

スリムな補償内容でワイドプランよりも割安な保険料のプランです。

※ユニットごとに異なる補償プランをお選びいただくことはできません。



保険金額・自己負担額(免責金額)の設定

ユニットごとにお選びください。

保険金額						
賠償ユニット	賠償責任等	● 5,000万円	● 1億円	● 3億円	● 5億円	● 10億円
	受託貨物危険	● 100万円 ● 4,000万円	● 500万円 ● 5,000万円	● 1,000万円	● 2,000万円	● 3,000万円
物損害ユニット		● 1,000万円	● 3,000万円	● 5,000万円		
休業ユニット		● 1億円	● 2億円	● 3億円	● 5億円	
工事物ユニット		● 1,000万円 ● 3億円	● 3,000万円 ● 5億円	● 5,000万円 ● 10億円	● 1億円 ● 20億円	● 2億円 ● 30億円
自己負担額 (免責金額)						
賠償ユニット	賠償責任等	● なし	● 1万円	● 5万円	● 10万円	
	受託貨物危険	● 5万円	● 10万円			
工事物ユニット		● 1万円	● 5万円	● 10万円		



保険料算出の基礎のご申告

- 年間売上高
- 延床面積

お見積り

保険料割引制度について(物流業のみ)

●フリート契約者割引

●安全性優良事業所割引

●フリート契約者割引(賠償ユニットが対象)

貴社が10台以上のお車を契約されている自動車保険のフリート契約者である場合で、ビジネス総合保険制度の保険期間の初日時点でフリート契約に優良割引20%以上が適用されている場合、優良割引率に応じて賠償ユニットの保険料に対して、割引を適用します。※割引の適用には貴社のお申出と自動車保険証券などのご提示が必要となります。

●安全性優良事業所割引(賠償ユニット・休業ユニットが対象)

貴社が安全性優良事業所認定制度に基づく安全性優良事業所の認定を受けている場合で、認定を受けた事業所数の全事業所に対する割合が25%以上のとき、その割合に応じて賠償ユニットと休業ユニットの保険料に対して、割引を適用します。※割引の適用には貴社のお申出と認定証などのご提示が必要となります。

ご加入

ご加入方法

① 必要書類

新規・中途・継続加入共通

- 全国中小企業団体中央会「ビジネス総合保険制度」加入依頼書
- 預金口座振替依頼書^(注)

(注)新規加入(含む中途更改)または継続加入で振替口座を変更する場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

② 掛金^(注1)の払込方法

- 一括払の場合：掛金は補償開始月の翌々月5日(休日の場合は翌営業日)に引落とします。
- 12回払の場合：掛金は補償開始月の翌々月5日(休日の場合は翌営業日)より毎月引落とします。

なお、通帳へは「SMBCビジネスセイド」^(注2)と印字されます。

(注1)一括払の場合は年額保険料に制度維持費300円、12回払の場合は月額保険料に制度維持費300円が加算されたものです。制度維持費は事務手続き費用等に使用します。

(注2)金融機関により通帳印字が異なる場合がございます。

③ 申込締切日

取扱代理店必着の期限となります。

(1)新規ご加入の場合

2020年7月1日補償開始の場合：2020年6月25日

2020年8月1日以降補償開始の場合：補償開始月の前月25日(休日の場合は翌営業日)

(2)継続ご加入の場合

2020年7月1日補償開始の場合：2020年6月10日

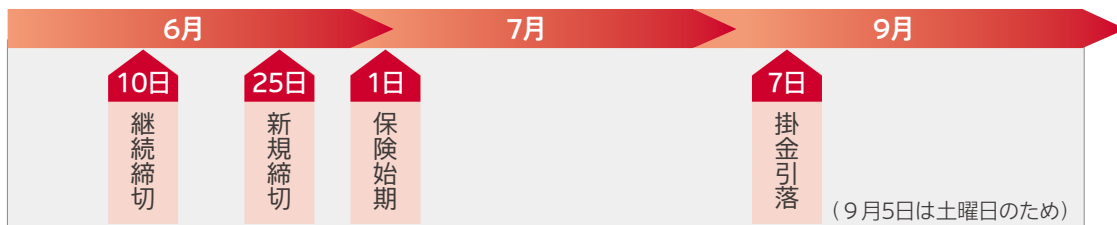
2020年8月1日以降補償開始の場合：補償開始月の前月10日(休日の場合は翌営業日)

(3)変更手続き(中途脱退、預金口座変更、加入者名・住所変更など)

毎月1日付での変更を受付けています。変更月の前月25日までに取扱代理店までお申し出ください。

なお、振替口座は変更月の翌々月5日より変更されます。

■7月1日より加入の場合のスケジュール



■ 企業の経営に役立つ情報提供サービス



入会金
年会費
無料

ビジネスの悩み、課題を
解決に導く、企業のバックアップ。
お役に立つビジネス情報やサービスを
タイムリーにお届けします！

「サクセスネット」は損保ジャパンと第一生命が共同運営する法人向け情報提供サービスです。
ビジネスマスター・プラスのお申込みと同時^(※)にご入会いただけます。

※団体契約の場合は契約者のみが同時入会可能です。

団体契約の契約者以外が入会を希望される場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ビジネスから福利厚生まで幅広く企業の皆さまをサポートします。
入会金・年会費は一切不要です。ぜひご入会ください。

売上拡大に

営業のヒントとなる情報
を自分流にアレンジしながら
日々活用しています。

福利厚生に

出張の際にホテルの
優待サービスを利用
しています。

リスク管理に

法改正関係の情報や
会社の対応策に関する
レポートを参考に
しています。

経費削減に

契約書式をダウンロード
して利用しています。
書類作成が簡単に
できました。

従業員の育成に

配信される情報を社内
会議のテーマに活用
しています。

サービスご利用の流れ

①入会のお申し込み

会員規約に同意のうえ、申込書に必要事項
(メールアドレスを含む)を記入してお申
し込みください。

②ログインID・パスワードのお知らせ

会員登録完了次第、ログインID・パスワ
ードをお知らせします。

③各種サービスのご利用

サクセスネットホームページへアクセスし、
ログインID・パスワードを入力してログイン
してください。即日ご利用いただけます。

ビジネス情報

分かりやすい業界動向、経営戦略の立案、すぐに使える会社規程集など、情報収集から実務にまで使えるビジネス情報をご提供します。

■ 日経BP記事配信サービス

無料

「日経BP」が刊行する雑誌記事やWEBニュース等を配信。絶え間なく動く
業界・企業の先端情報や、最新のトレンド情報を毎月お届けします。

メールマガジンでも毎月配信

〈提供会社：株式会社日経BP〉

■ 経営関連コラム

無料

ビジネス情報や法改正動向など、経営者が直面する経営課題をテーマと
したコラムを毎月お届けします。

メールマガジンでも毎月配信

〈提供会社：株式会社日本情報マート〉

■ ビジネスレポート

無料

就業規則などすぐに使える会社規程集、建設、製造、運輸などの業界動
向、経営者が知っておきたいマネジメント情報などのレポートをホーム
ページ上で検索し、取り出せます。

レポートの種類

- 会社規程
 - 経営一般
 - 税務・財務・会計・監査
 - 営業・販売
 - 法務・支援制度
 - 総務・人事
- など
〈提供会社：株式会社日本情報マート〉

■ ビジネス文書・法令文書

無料

申請届出ナビゲーション ジャブリック

契約書式、会社規程等の書式や税務署、労働基準監督署などの公的機
関へ提出する届出書式(約2,000種類を収録)などが、ホームページから
簡単にダウンロードできます。ダウンロードした書式にパソコンで必要事
項を入力して作成できます。記入例も収録していますので、書類の作成に
手間がかからず、仕事の効率もグンとアップします。

好評配信中!

専門家による実務に役立つ各種セミナー動画コンテンツ「ビデオラ
イブラリ」がご覧いただけます。

〈提供会社：株式会社日本法令〉

ビジネス支援

各種診断に基づく、各分野の専門家によるアドバイス、労務管理上のよくある問題と解決策など、企業経営の課題解決を強力に支援するサービスをご提供します。

■ 人事・労務関連診断サービス

無 料

簡単なアンケートにお答えいただくだけで、企業の人事・労務に関する診断レポートをお届けします。全ての診断サービスで、信頼と実績のある社会保険労務士による無料相談(約60分)も可能です。

助成金受給可能性診断サービス

厚生労働省の各種助成金は、労務環境を整えるなどの要件を満たせば受給でき、返済義務もありません。受給可能性のある助成金について診断します。

労務リスク診断サービス

過労死やハラスメント、未払い残業代など、企業を取り巻く労務関係のリスクは多々存在します。労働災害や労務トラブルなど“潜在化しているリスク”について診断します。

〈提供会社:中小企業福祉事業団〉

■ 企業のリスク対策に関する総合支援

無 料 有 料

多様化する企業のリスクマネジメント活動を全般的にご支援します。

リスクマネジメント事業

全社のリスクマネジメント(ERM)や事業継続(BCM・BCP)等のコンサルティング・サービスをご提供します。

- リスクマネジメントに関する研究・開発、調査、診断業務
- リスクマネジメントに関するコンサルティング業務
- 各種法定業務(発電設備調査等)

サイバーセキュリティ事業

サイバーリスクの特定・分析・評価からセキュリティ対策の方針策定・導入支援、インシデントの検知・対処支援をご提供します。

- 脆弱性診断サービス
- サイバーリスク評価サービス
- サイバーセキュリティ対策サービス
- セキュリティインシデント監視・検知、復旧支援

〈提供会社:SOMPOリスクマネジメント株式会社〉

■ 従業員の健康に関する総合支援

有 料

従業員の健康保持・増進の取り組みを、経営的視点から考えて戦略的に実践するための様々なサポートをいたします。

健康経営コンサルティング

組織体制・従業員の健康状態についての十分な現状確認から始め、課題を明確にし、その上で具体的な対策を定め、実効性の高い健康経営体制構築の支援をいたします。

健康診断・健康管理業務効率化サービス

健康診断に関する医療機関紹介、予約精算などの一括代行サービスや、クラウド上での従業員のこころとからだの情報および就労情報の一元管理システムで、健康管理業務を効率化します。

各種メンタルヘルス対策

保健師等の医療専門職による不調者事例対応や、総合的な産業保健体制構築支援。ストレスチェックの運営、およびチェック結果に基づく職場環境改善コンサルティングの実施。社外相談窓口の設置。様々なニーズに合わせた研修の実施。産業医業務委託。など

〈提供会社:SOMPOヘルスサポート株式会社〉

福利厚生

■ 福利厚生サービス

ご優待

福利厚生倶楽部

保養所・育児・介護サービスなど100,000種類以上の福利厚生メニューを会員価格で利用できます。

※実際の利用にあたっては、提供会社との個別契約が必要となります。
〈提供会社:株式会社リロクラブ〉

WELBOX

従業員の皆さまへ福利厚生メニューとして、国内33,000社の宿泊施設や海外のホテルも利用でき、健康増進・育児・介護・自己啓発・エンターテインメントなどを会員価格で利用いただけるサービスです。

※実際の利用にあたっては、提供会社との個別契約が必要となります。
〈提供会社:株式会社イーウェル〉

■ ホテル優待サービス

ご優待

全国のホテル・リゾートホテルが会員優待価格で利用できます。

〈提供会社:株式会社東急ホテルズ、藤田観光株式会社〉

■ 健康支援サービス

ご優待

企業や健保組合の各種健診事業をワンストップで代行します。

※実際の利用にあたっては、提供会社との個別契約が必要となります。
〈提供会社:株式会社イーウェル〉

自己啓発

■ 書籍ダイジェスト

ご優待

経営に役立つビジネス書のダイジェスト情報を提供します。

〈提供会社:株式会社情報工場、日本デイトムサプライ株式会社〉

■ セミナー情報

ご優待

経営者向けセミナーや幹部社員向け研修会などをご案内します。

〈提供会社:ラーニングエッジ株式会社〉

無 料 無料でご利用いただけるサービス

有 料 有料でご利用いただけるサービス

ご優待 会員ならではの優待価格でご利用いただけるサービス

● 会員専用ホームページ

<https://www.successnet.tv/>

サクセスネット

検索

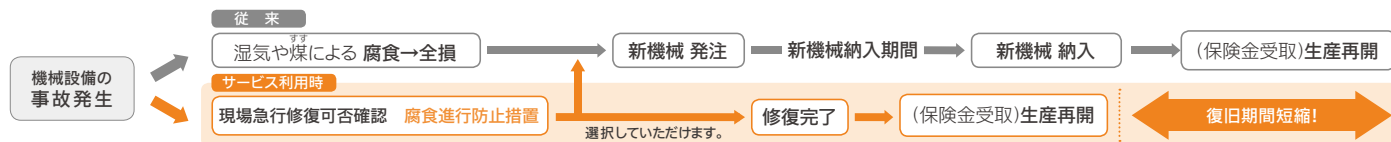
※サービス内容は、予告なく変更する場合があります。

被災設備修復サービス

被災した企業にとって、早期に事業を再開することは大きな課題となります。物損害ユニットにはお客さまの事業の早期復旧を支援する被災設備修復サービスがセットされています。

※ 本サービスは損保ジャパンが委託するリカバリープロ社が提供します。

サービス概要



さらにご登録いただいたお客さまには..

情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」登録無料 をご利用いただけます!

情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」に登録することで災害復旧に関する知識向上や貴社の被災設備修復サービスの利用漏れ防止を実現します。

サービス概要

災害復旧情報の発信

被災設備修復サービスを提供するリカバリープロ株式会社が復旧事例や一般的に知られていない復旧技術等の役立つ情報をご登録いただいたメールアドレスに2か月に1回程度、無料で配信します。

※情報を配信するメールアドレスは、connected@recoverypro.jpとなります。

RecoveryPRO CONNECTED専用アプリの提供

ご登録いただいたお客さまに限定して災害復旧のための専用電話に発信する機能等を搭載したRecoveryPRO CONNECTED専用アプリをご提供いたします。発信機能の他に被災設備修復サービスの内容や過去の事例などの有効な情報も無料でご覧いただけます。

緊急時サポート総合サービス

オプション補償である以下の特約をセットいただくと、事故が発生した場合に必要な各種対応を支援する「緊急時サポート総合サービス」をご利用いただけます。

サイバー：サイバーリスク賠償責任補償特約、ネットワーク中断による休業損失等補償特約 **リコール**：リコール費用補償特約、リコール費用限定補償特約

サービス概要

緊急時広報支援 サイバー リコール	☐ 記者会見実施支援 ☐ 新聞社告支援 など	(株)ブラップジャパン 危機管理専門のコンサルタントやマスメディア出身者などが約200名在籍する1970年創業の総合PR会社 ウェーバー・シャンドウィックワールドワイド(株) 世界最大級の広告・マーケティング会社グループであるインターパブリックグループ傘下企業
	☐ SNS炎上対応支援 ☐ WEBモニタリング、緊急通知支援 など	(株)エルテス 風評被害対策のパイオニアであり、政府系ファンド等からの出資もあり、メディアにも多数紹介されている企業
コールセンター支援 サイバー リコール	☐ コールセンター立ち上げ ☐ コールセンター運用 ☐ クロージング支援 など	(株)ベルシステム24 全国約2万人のオペレーターを雇用しており、業界内において最大規模の企業
調査・応急対応支援 サイバー	☐ 事故判定 ☐ 原因究明支援 ☐ 影響範囲調査支援 ☐ 被害防止拡大アドバイス など	(株)ラック 取引先には、防衛相(陸、海、空)、警視庁などの官公庁が多く、日本を代表するセキュリティ会社 AOSリーガルテック(株) データ復旧ソフト15年連続市場シェア売上NO.1の実績と捜査機関及び民間企業への豊富な調査支援実績を有する企業
信頼回復支援 サイバー	☐ 再発防止のために新たな体制整備を行い認証制度を取得 ☐ 再発防止策の実施状況について証明書を発行 ☐ 結果公表支援 など	(株)アイ・エス・レーティング 技術情報、営業機密、個人情報のセキュリティのレベルを判定する世界初の情報セキュリティ格付専門会社
GDPR対応支援機能 サイバー	☐ GDPR対応に要する対応方針決定支援 ☐ 監督機関への通知支援 ☐ 協力弁護士事務所への紹介 など	(株)インタネットイニシアティブ プライバシー保護とセキュリティを含む、日本のインターネットの安心・安全向上に貢献してきたパイオニア企業
物流機能(回収)支援 リコール	☐ リコール品改修・引き取り(宅配便配送) ☐ 良品出荷・配送 ☐ 回収依頼データ作成等のシステム連携 など	ヤマトロジスティクス(株) クロネコヤマトの最先端ロジスティクスサービスを提供する大和ホールディングス株式会社傘下企業
コーディネーション サイバー リコール	☐ 各種サポートの調整 ☐ 法令対応等について弁護士事務所の紹介 など	SOMPOリスクマネジメント(株) 企業のリスクマネジメント活動を支援するSOMPOグループのリスクコンサルティング会社

お支払いについて



賠償ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

① 損害賠償金

(被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)

日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)^(注1)を上回る場合に、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。

損害の種類			お支払限度額
身体の障害			保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度
人格権侵害・宣伝障害 ^(注2)			
財物の損壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能		
	損傷等の発生していない財物の使用不能 ^(注2)		
	製造物自体・作業の結果自体の損壊 ^(注2)		1事故1,000万円限度
	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故500万円または時価額のいずれか低い額が限度
		損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能 ^(注2)	1事故100万円限度
	受託不動産	損傷等	1事故5,000万円または時価額のいずれか低い額が限度
		損傷等の結果発生する使用不能 ^(注2)	1事故100万円限度
	受託貨物 (物流業者のみ)	損傷等、紛失、盗取、詐取	1事故賠償責任受託貨物危険保険金額または時価額のいずれか低い額が限度 ^(注3)
使用不能		1事故100万円限度	

【ご注意】被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパンの承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

用語	説明
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡なられた場合を含みます。
財物の損壊	● 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ● 受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ● 受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用

ワイド :ワイドプラン エコミー :エコミープラン

(注1) なし、1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注2) エコミーの場合は、お支払いの対象となりません。

(注3) 事故の原因が火災、落雷、破裂、または爆発もしくは風災、雹災および雪災のときは、賠償ユニットの保険金額が限度となります。

お支払いについて

② 損害防止費用 ^(注1)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。								
③ 権利保全費用 ^(注1)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。								
④ 争訟費用 ^(注1)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。								
⑤ 協力費用 ^(注1)	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。								
⑥ 初期対応費用 ^{(注1)(注2)}	事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。								
⑦ 争訟対応費用 ^{(注1)(注2)}	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。								
⑧ 見舞費用 ^(注1) (ワイド のみ)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。								
⑨ 建具等修理費用 保険金	貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。								
⑩ 受託貨物事故 付帯費用 ^(注1) (物流業者のみ)	次の(ア)から(エ)までの費用を合算して、1回の事故について100万円を限度としてお支払いします。 次の(イ)から(エ)までの費用は、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合またはその受託貨物を積載した輸送用具に列挙危険^(注3)の事故が発生した場合にかぎり、保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>(ア) 廃棄費用</td><td>受託貨物の廃棄のために損保ジャパンの承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。</td></tr> <tr> <td>(イ) 検査費用</td><td>受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパンまたは損保ジャパンが認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎり、お支払いします。</td></tr> <tr> <td>(ウ) 継搬費用</td><td>受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパンの承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用です。(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)</td></tr> <tr> <td>(エ) 緊急輸送費用</td><td>受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認めた費用です。</td></tr> </table>	(ア) 廃棄費用	受託貨物の廃棄のために損保ジャパンの承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。	(イ) 検査費用	受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパンまたは損保ジャパンが認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎり、お支払いします。	(ウ) 継搬費用	受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパンの承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用です。(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)	(エ) 緊急輸送費用	受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認めた費用です。
(ア) 廃棄費用	受託貨物の廃棄のために損保ジャパンの承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。								
(イ) 検査費用	受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパンまたは損保ジャパンが認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎり、お支払いします。								
(ウ) 継搬費用	受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパンの承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積込みの費用です。(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)								
(エ) 緊急輸送費用	受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認めた費用です。								

ワイド :ワイドプラン **エコミー** :エコノミープラン

(注1) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(注2) ⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

(注3) 次のいずれかの事由が発生したことをいいます。①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、雹災^{ひょう}または雪災 ⑤水災 ⑥給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出または溢^{あふ}出 ⑦スプリンクラーからの内容物の漏出または溢^{あふ}出 ⑧盗難。ただし、侵入した形跡があり、警察でその届出が受理されているものにかぎり、お支払いします。⑨輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州 ⑩共同海損犠牲損害



賠償ユニット

保険金をお支払いできない主な場合

■ 身体障害・財物の損壊に関する事由

＜身体障害・財物の損壊に共通の事由＞

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染(突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。)
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体障害(労災事故)に対して負担する損害賠償責任
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体障害、財物の損壊
- 弁護士、医師、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性 など

＜施設・業務遂行に関する固有の事由＞

- 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内での車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。)
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故(貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。)
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害
- 【工事業者固有】 貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害(製造物・完成作業危険を除きます。) など

＜製造物・完成作業に関する固有の事由＞

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊
【ご注意】**ワイド**の場合、次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。
①製造物等自体に生じた損傷等が身体障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
②貴社の製造物の欠陥が身体障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
③貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
- 身体障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任 など

＜受託物に関する固有の事由＞

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
- 受託物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊

- 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊(火災、爆発による場合を除きます。)
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊
- 【工事業者固有】
・リース・レンタル用品以外の借用物に発生した財物の損壊
・支給材等に発生した財物の損壊
- 【物流業固有】
・家畜、生産物、生魚、その他これらに類する受託物および受託貨物に発生した財物の損壊 など

＜借用建物(受託不動産)に関する固有の事由＞

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。)
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊 など

■ 人格権侵害・宣伝障害に関する事由

- 被保険者の犯罪行為
- 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り など

■ 建具等の修理に関する事由

- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害 など

■ 受託貨物(物流業のみ)に関する固有の事由

- 保険金を受け取るべき者の故意
- 荷造りの不完全
- 貨物の積載重量または積載方法などにかかる法令違反
- 輸送用具または輸送方法の不適
- 公権力による処分
- ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- 受託貨物のうち自動車または原動機付自転車に発生した財物の損壊
- 受託貨物のうち機械または器具の作動不良。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。
- 受託貨物のうち中古貨物の擦り傷、掻き傷、曲り、凹み、ひび割れまたは汚れ。ただし、受託貨物の梱包材に損傷等が生じている場合など、偶然かつ外来の事故によることが明らかな場合はお支払いの対象となります。 など

物損害ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

① 損害保険金	補償プランに応じ、日本国内で発生した下表補償内容の「◎・○」印がある偶然な事故により保険の目的(保険の対象)に損害 ^(注1) が生じた場合に、再調達価額 ^(注2) を基準としてお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。 ^(注3) (お支払いする損害保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した物損害ユニットの保険金額が限度となります。)												
② 物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用保険金</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残存物取片づけ費用</td><td>残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など</td></tr> <tr> <td>修理付帯費用</td><td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td></tr> <tr> <td>法令変更対応費用</td><td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td></tr> <tr> <td>エコ対策費用</td><td>復旧にあたり環境に資する製品^(注5)に買い換える場合などの追加費用</td></tr> <tr> <td>屋上緑化費用</td><td>保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用</td></tr> </tbody> </table>	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用
費用保険金	内容												
残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など												
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など												
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用												
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品 ^(注5) に買い換える場合などの追加費用												
屋上緑化費用	保険の目的(保険の対象)と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用												
③ 通貨等盗難損害保険金 (ワイドのみ)	対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金・手形・小切手などまたは預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円 ^(注6) を限度にお支払いします。												

■ 補償内容

No.		企業包括方式					
		建物内 収容動産		建物外所在動産			
		A		B		C	
事故の種類		ワイド		エコミー		ワイド	
		エコミー		ワイド		エコミー	
①	火災・落雷・破裂・爆発	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②	風災・雹災・雪災	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	設備・什器等						
	商品・製品等	◎	◎	×	×	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎	◎	◎	◎
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑤	騒擾、労働争議など	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑥	盗難	◎	×	◎	×	×	×
⑦	水災	○	×	○	×	×	×
	設備・什器等						
	商品・製品等	○	×	×	×	×	×
⑧	電気的事故・機械的事故	○	×	○	×	×	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	×	×	×

◎:お支払いします。自己負担額(免責金額)はありません。○:自己負担額(免責金額)(1万円)を差し引いてお支払いします。×:お支払いできません。

ワイド:ワイドプラン エコミー:エコノミープラン

(注1) ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。

(注2) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

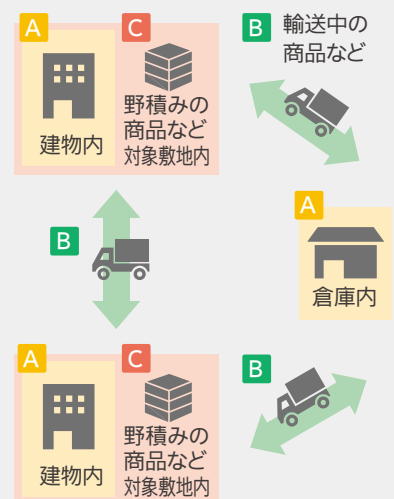
(注3) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^(注4)が基準となります。

(注4) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注5) エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注6) 現金盗難損害補償特約(P.16ご参照)をセットされた場合は、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

● 保険の目的(保険の対象)の範囲イメージ図



ご注意

保険の目的(保険の対象)にならない物

- 建物 ● 自動車 ● 船舶 ● 航空機 ● 動物・植物^(注7) ● 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物 ● テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データ など
- ※建物は火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

保険金をお支払いできない主な場合

■ 設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 地震・噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害^(注8)
- 戦争、核燃料物質によって生じた損害
- 対象建物外に設置された看板^(注9)、自動販売機^(注8)および収容される商品の損害
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害
- 日本国外で発生した事故
- 建物外(対象建物以外の建物内を含みます。)にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害^(注10)を除きます。 など

■ 設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由

- 保険の目的(保険の対象)の欠陥、自然消耗、劣化、ボイラスケール、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱などによる損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 製造中または加工中の損害
- 保険の目的(保険の対象)のうち、管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺、横領、置忘れ、紛失など
- 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- 楽器に生じた次のア。またはイ。の損害
 - ア。絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損
 - イ。音色または音質の変化

- 保険の目的(保険の対象)が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害
- 亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意による損害
- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入
- カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害^(注8) など

■ 商品・製品等に適用される固有の事由

- 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害^(注8)
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 受渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給による損害 など

■ 手形・小切手の盗難に適用される固有の事由

- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次のア。からエ。に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
 - ア。振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生のお知らせを行い、支払いの停止を依頼すること
 - イ。公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
 - ウ。警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること
 - エ。その他損保ジャパンの要求した手続を行うこと
- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害 など

オプション特約

詳しくは P.16

(注7) 動植物は商品・製品等である場合には保険の目的(保険の対象)に含まれます。

(注8) オプション特約をセットされることによりお支払いします。

(注9) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合、対象建物に設置された看板の損害は補償します。

(注10) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故は除きます。

CLOSED 休業ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

① 休業損失保険金	補償プランに応じ、日本国内で発生した下表補償内容の「◎・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。(ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。)
	てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用 ^(注1) の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします ^(注2) 。お支払いする休業損失保険金の額は、1事故につきご契約時に設定した休業ユニットの保険金額が限度となります。
② 営業継続費用保険金	補償プランに応じ、日本国内で発生した下表補償内容の「◎・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な飯店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき500万円を限度にお支払いします。 ^(注5)

■ 補償内容

I. 次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

企業包括方式									
No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等(右記対象物件A)							
		建物内 ^(注6)		建物外 ^(注6)					
		輸送中・一時持ち出し中 左記以外(野積みなど)		建物内 ^(注6)		建物外 ^(注6)		建物外 ^(注6)	
		ワイド	エコミー	ワイド	エコミー	ワイド	エコミー	ワイド	エコミー
①	火災・落雷・破裂・爆発	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ^(注8)	◎ ^(注9)
②	風災・雹災・雪災	○	○	○ ^(注7)	○ ^(注7)	○ ^(注7)	○ ^(注7)	○ ^(注8)	○ ^(注9)
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ^(注8)	◎ ^(注9)
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ^(注8)	◎ ^(注9)
⑤	騒擾・労働争議など	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ^(注8)	◎ ^(注9)
⑥	盗難	◎	×	◎	×	×	×	◎ ^(注8)	×
⑦	水災	○	×	○ ^(注7)	×	×	×	○ ^(注8)	×
⑧	電気的事故・機械的事故	○	×	○	×	×	×	○ ^(注8)	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	×	○	×	×	×	○ ^(注8)	×

● 対象物件

- A 貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等
- B 貴社が所有または占有する業務用の建物
- C 対象敷地内^(注10)にある貴社が占有するA以外の財物
- D 対象敷地内^(注10)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- E 対象敷地内^(注10)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- F 供給者などが日本国内で占有する財物(ワイドのみ)

ワイド:ワイドプラン エコミー:エコノミープラン

II. 次の事由が発生した結果生じた休業損失など

No.	事由の種類	ワイド		エコミー
		右記以外	物流業	
①	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・ いっ 溢水	○	○	×
②	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○	○	×
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○	○	×
④	不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○	×	×
⑤	対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生(ただし、保健所長に届出のあったものにかぎります。)	△	×	×
⑥	対象施設における「O-157」「SARS」などの特定感染症(注11)の発生(ただし、保健所長に届出のあったものにかぎります。)	△	×	×
⑦	対象施設が食中毒・特定感染症(注11)の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合の保健所などによる消毒などの措置	△	×	×
⑧	不測かつ突発的な事由による物流管理システムの中断	×	○	×

○:事由が発生した翌日から休業損失をお支払いします。(営業継続費用は当日分からお支払いします。)

△:事由が発生した翌日から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。 ×:お支払いできません。

- (注1) 標準売上高^(注3)に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内^(注4)に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。
- (注2) 保険金のお支払対象となるてん補期間は、いかなる場合も12か月までとなります。
- (注3) 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。
- (注4) 保険金支払いの対象となる期間で、特に定めのない場合、事故が発生した時に始まり、12か月を限度とします。
- (注5) 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も12か月までとなります。
- (注6) 対象建物以外の建物内および軒下を含みます。
- (注7) 商品・製品等についてはお支払いできません。
- (注8) 物流業に起因する事故の場合は、荷主が日本国内で占有する財物が損害を受け、貨物運送が中止された結果生じた損失等にかぎりお支払いします。
- (注9) 対象物件Fについてはお支払いできません。
- (注10) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。
- (注11) 次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルグ病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群(SARS)、⑫鳥インフルエンザ(H5N1型に限る)、⑬コレラ、⑭細菌性赤痢、⑮腸管出血性大腸菌感染症、⑯腸チフス、⑰パラチフス

ご注意**対象物件にならない物**

●自動車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物^(注12) ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物

など

保険金をお支払いできない主な場合**■ 共通の事由**

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 供給者などの倒産
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板^(注13)、自動販売機および収容される商品の損害
- 建物外(対象建物以外の建物内を含みます。)にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害^(注14)を除きます。 など

■ 対象物件に生じた次の損害

- 次のア. からウ. の財物に生じた風災^{ひょう}・雹災^{ひょう}・雪災の事故により生じた損害
ア. ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等
イ. 建築中の屋外設備・装置
ウ. 棧橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置

■ 設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件である楽器に生じた次のア. およびイ. の損害
ア. 絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損
イ. 音色または音質の変化

- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など

■ 対象物件である商品・製品等に生じた次の損害

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみが生じた損害 など

■ 次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

■ 次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断

- ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議
- 脅迫行為
- 水源の汚染、渇水または水不足 など

■ 上記以外の事由

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態
- 脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生 など

オプション特約

詳しくは ▶ P.17

(注12) 動植物は商品・製品等である場合は保険の目的(保険の対象)に含まれます。

(注13) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合、対象建物に設置された看板の損害は補償します。

(注14) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故は除きます。

工事物ユニット

日本国内における次の①から③までの場所において発生した不測かつ突発的な事故により、補償対象物に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 対象工事の工事現場
- ② 工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場もしくは倉庫
- ③ ①や②の場所へ輸送をするため陸上輸送用具へ積込みを開始した時から、陸上輸送用具から荷卸しが完了するまでの陸上輸送中(陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。)

■ 補償対象物

- 対象工事における工事の目的物^(注1)
- 対象工事における工事の目的物^(注1)に付随する足場工、型枠工、土留工
その他仮工事の目的物
- 工事用材料
- 仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事用仮設備
- 工事用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材)
- 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事用仮設建物およびこれらに収容
されている什器・備品(従業員の私物は含みません。)

■ 工事用仮設備・工事用機械器具補償特約をセットいただいた場合に補償対象物となるもの

- 工事用の発電器、バッチャープラントなどの据付型機械設備
- 建設用工作車(登録、車両番号の指定などを受けているものは含まれません。)
- 建設機械、測量機器などの工事用機械器具およびそれらの部品(金槌、鋸、金型などは含まれません。)

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

損害保険金(①から④までを合算した額から自己負担額(免責金額) ^(注2) を控除した額を損害保険金とします。) ^(注3)	①補償対象物の復旧費用	事故により補償対象物に損害が生じた場合、損害発生直前の状態に復旧するのに直接必要な費用および修理に必要な点検または検査の費用をお支払いします。残存物がある場合にはその価額を控除します。	自己負担額(免責金額)あり
	②補償対象物以外の物の復旧費用(ワイドのみ)	補償対象物に生じた損害を復旧するために補償対象物以外の物を取りこわした場合、その物を取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について300万円を限度とします。	
	③特別費用(ワイドのみ)	補償対象物に損害が生じた場合、補償対象物の復旧のために必要な残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金などを損害保険金の額に含めてお支払いします。1回の事故について「①補償対象物の復旧費用」の20%または100万円のいずれか低い額を限度とします。	
	④損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益である費用を損害保険金の額に含めてお支払いします。	
⑤残存物取片づけ費用保険金		損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた補償対象物の残存物を取り片づけるために必要な費用(解体費用、取りこわし費用など)に対して、お支払いする損害保険金の10%相当額を限度にお支払いします。	自己負担額(免責金額)なし
⑥臨時費用保険金(ワイドのみ)		損害保険金をお支払いする場合、臨時に生じる費用に対して、お支払いする損害保険金の20%相当額を1回の事故について500万円を限度にお支払いします。	自己負担額(免責金額)なし

ご注意

補償の対象とならない物

- 航空機 ● 船舶 ● 自動車 ● 原動機付自転車 ● 設計図書 ● 証書 ● 通貨 ● 有価証券

など

ワイド:ワイドプラン エコミ:エコノミープラン

(注1) 新たに建築、設置、取付け、交換などを行う「物」そのもののことで、請負契約上、完成後に引渡しまたは販売目的で施工する工事物件をいいます。したがって、設置作業に伴い、既存建物の一部(壁、床、天井など)にも作業を加えるとしても、その壁、床、天井などは「対象工事における工事の目的物」には含まれません。また、引渡し完了または販売した工事物件は「対象工事における工事の目的物」ではなくなります。

(注2) 1万円、5万円または10万円からお選びいただけます。

(注3) 1回の事故について、工事ごとの請負金額もしくは工事物ユニットの支払限度額のうちいずれか低い額を限度にお支払いします。ただし、土木工事に起因して生じた損害に対しては、1億円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

■ 共通事由

- ご契約者、被保険者または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 養生の不備による風、雨、雪、雹^{ひょう}または砂塵^{じん}の吹き込み
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 国または公共機関による公権力の行使
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 放射線照射または放射能汚染
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難
- 残材調査の際に発見された紛失または不足
- 補償対象物の性質、欠陥、自然の消耗、劣化
- プログラム、データなどの記録情報のみに生じた損害
- 鋼矢板^{くい}、杭、H型鋼などの打込みまたは引抜きの際に発生した曲損、破損または引抜不能
- リースまたはレンタルされた補償対象物に生じた損害
- 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害およびコンクリート部分の強度不足の損害
- 荷造りの欠陥に起因する陸上輸送中の事故
- 陸上輸送中の補償対象物が通常の輸送過程を逸脱した間に発生した損害
- 補償対象物の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去する費用
- 湧水^{ゆうすい}(土砂水を含みます。)^{しすい}の止水または排水費用
- 除雪費用または仮修理工費
- 工事内容の変更または改良による増加費用
- 補償対象物の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- 掘削工事に伴う余掘り、肌落ち
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事費用
- 浚渫^{しゅんせつ}部分に生じた埋没または隆起
- 捨石、被覆石、消波ブロックなどの洗掘、沈下または移動による損害
- 調整池、排水溝、暗渠^{あんきょ}などに流入した土砂、水、岩石などを除去する費用
- 鋼矢板^{くい}、杭、H型鋼などの継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土費用、排水費用、清掃費用、流入防止費用
- 基礎、支持地盤などの支持力不足により沈下した補償対象物の位置の矯正に要する費用

- コンクリート部分のひび割れ
- 土捨場、土取場での土砂崩壊による損害
- 切土もしくは盛土の法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食
- 芝、樹木など植物に発生した損害
- 工事現場に設置された排水設備の故障によって生じた損害
- 舗装工事における仕上げ表面の波状変形、剥がれもしくはひび割れ
- シールド工事または推進工事などにおける次の①から③までの損害または費用
 - ① シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
 - ② シールド機械または推進管の推進不能の損害
 - ③ 推進中の推進管の刃口について生じた損害
- 河川工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害および仮締切の越流による損害
- 港湾工事、海岸工事などにおける海水のたまりを除去する費用
- ケーソン工事などにおける次の①から④までの損害または費用
 - ① ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
 - ② ケーソンのひずみの矯正に要する費用
 - ③ ケーソンの沈設不能の損害
 - ④ 沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- トンネル工事などにおける支保工建込み後に土圧によって支保工などに生じた損害 など

■ エコノミー 契約に関する固有事由

- 橋梁^{きょうりょう}工事、ダム工事などにおける河川の増水によって堤外地内の工事用材料もしくは工事用仮設材について生じた損害または仮締切の越流による損害
- 工事現場に仮置きした土砂の流入による排土費用または清掃費用 など

■ 工事用仮設備・工事用機械器具補償特約に関する固有事由

- 工事用仮設備・工事用機械器具に含まれるまたはその一部を構成する物の損害
- すり傷、かき傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損傷であって、補償対象物の機能に支障をきたさない損害
- 電氣的事故または機械的の事故 など

オプション特約

詳しくは ▶ P.17

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

①告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

■ 加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

②加入証明書について

加入証明書は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から3か月を経過しても加入証明書が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

④他人のための契約について

ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II 契約締結後における注意事項

①通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

■ 加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。^(※)

(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご連絡いただく必要はありません。）

- (2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (3) また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ ご契約者の住所などを変更される場合

- (4) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

②ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III 万一事故にあわれたら

①事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【事故サポートセンター】

0120-501-380

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

②保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③ 損害 ^(※1) の額、損害 ^(※1) の程度および損害 ^(※1) の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ■物損害ユニット・工事物ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書 など ■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）、損益計算書 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※2) 、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収証、承諾書 など
⑦ 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※1) 損害とは保険金のお支払対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

左記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 示談交渉について

- (1) 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全部または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 賠償事故が起きた場合には、取扱代理店および損保ジャパンは契約者と被害者(相手方)との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをします。ただし、取扱代理店および損保ジャパンは、被害者(相手方)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、都道府県中央会・所属組合に提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、都道府県中央会・所属組合、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者ならびに都道府県中央会・所属組合に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

○都道府県中央会・所属組合は、本契約に関する個人情報を、団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答の他、団体保険その都道府県中央会・所属組合が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために取得・利用します。

申込者(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 保険期間について

- (1) この保険の保険期間は1年間です。
- (2) 保険責任は保険期間の初日の午後4時(加入依頼書またはセットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 〈通話料有料〉

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

【募集文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

＜受付時間＞ 平日：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体のウェブサイト上の約款等に記載しています。または、必要に応じて、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、裏面の取扱代理店または損保ジャパン担当営業店までお問い合わせください。

全力疾走を
サポートしたいー

事業の妨げとなる不安を一掃します！



SOMPO

損害保険ジャパン株式会社

【担当営業店】

<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先

【取扱代理店】

【団体(組合)名】